

議第 53 号

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 22 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 35 号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）の改正並びに第 8 期介護保険事業計画の策定に伴う保険料を規定する期間の更新に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険条例（平成16年下呂市条例第104号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（保険料率）</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（6） 次のいずれかに該当する者 66,240円</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。</u>）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 20px;">イ （略）</p> <p>（7） 次のいずれかに該当する者 71,760円</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 20px;">イ （略）</p> | <p style="text-align: center;">（保険料率）</p> <p>第2条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（6） 次のいずれかに該当する者 66,240円</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。<u>以下この項において同じ。</u>）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 20px;">イ （略）</p> <p>（7） 次のいずれかに該当する者 71,760円</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 20px;">イ （略）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(8) 次のいずれかに該当する者 82,800円 ア 合計所得金額が<u>320万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (9)・(10) (略)</p> | <p>(8) 次のいずれかに該当する者 82,800円 ア 合計所得金額が<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (9)・(10) (略)</p> |
| <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,560円とする。</p> | <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度</u>から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,560円とする。</p> |
| <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,600円とする。</p> | <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度</u>から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,600円とする。</p> |
| <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、38,640円とする。</p> | <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度</u>から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、38,640円とする。</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の下呂市介護保険料条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（令和3年厚生労働省令第35号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の改正並びに第8期介護保険事業計画の策定に伴う保険料を規定する期間の更新に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- （1） 国の政令及び省令の改正に基づき、介護保険料を算定する段階（第7、8、9段階）の境目を変更し、合計所得金額の規定を改正します。また、介護保険料を定める期間を第7期介護保険事業計画の期間（平成30～32年度）から第8期介護保険事業計画の期間（令和3～5年度）に更新します。

（第2条関係）

- （2） この条例は令和3年4月1日から施行します。令和2年度以前の保険料については、従前の規定のとおり扱います。

（附則関係）